

地方公共団体情報システムの標準化に関する意見書

国は、令和2年に、地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進し、その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行うことを閣議決定し、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を制定しました。

近年、社会ではDX（デジタルトランスフォーメーション）が進み、地方公共団体においてもDXの推進が図られています。そこで、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策において、地方公共団体情報システムの標準化が決まり、令和2年度及び令和3年度に、地方公共団体が円滑に情報システムを導入するための経費として、約1,825億円を基金として計上しました。

国では、令和4年夏までに、住民基本台帳や固定資産税など20業務について、システムの各仕様の策定を行い、地方公共団体は、令和5年から令和7年にかけて、Gov-Cloud（ガバメントクラウド）の利用に向け標準準拠システムに移行していく予定となっています。

地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症の影響で財政状況も厳しく、また、デジタル人材の不足も深刻な状態となっています。とりわけ、高齢者はデジタル化に慣れていない方も多く、インターネット環境が整っていない地域もあります。

よって、国におかれましては、情報システム導入に向けて、地方公共団体の状況を踏まえ、下記の事項を実施するよう強く要望いたします。

記

- 1 移行に伴い丁寧な情報提供を行うこと。
- 2 情報システムの保守・運用コストなど、総合的な支援を検討するとともに、都道府県に対して、市区町村への必要な助言や情報提供などを丁寧に行うよう指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月28日

北海道江別市議会

提出先
内閣総理大臣
総務大臣
デジタル大臣